

南丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 59 号）の規定に基づき、令和 5 年度南丹市の人事行政の運営等の状況について公表する。

南丹市長 西村 良平

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の定数と現在の職員数 (各年 4 月 1 日現在)

職員定数	令和 5 年の職員数	令和 6 年の職員数
3 9 7 人	3 5 4 人	3 5 8 人

(注) 職員数は、市長、副市長、教育長および船井郡衛生管理組合への派遣職員を除いた数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

区 分 部 門		職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和 5 年度	令和 6 年度		
一般行政部門	議 会	4	4		
	総 務	9 0	9 4	4	組織変更に伴う増
	税 務	1 5	1 6	1	税務課業務の増
	民 生	8 9	7 3	△ 1 6	組織変更に伴う減
	衛 生	2 6	2 1	△ 5	組織変更に伴う減
	農林水産	1 9	1 9		
	商 工	1 0	1 1	1	商工観光課業務の増
	土 木	2 9	3 0	1	緑化フェア準備業務の増
	小 計	2 8 2	2 6 8	△ 1 4	
特政 別部 行門	教 育	3 4	5 1	1 7	組織変更に伴う増
	小 計	3 4	5 1	1 7	
公営 企業 等門	病 院	8	8		
	上 水 道	1 1	1 1		
	下 水 道	8	8		
	そ の 他	1 1	1 2	1	デジタル化関連業務に伴う増
	小 計	3 8	3 9	1	
合 計		3 5 4	3 5 8	4	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

(3) 年齢別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		職 員 数		構成比 (%)
		男	女	
20歳未満	3	2	1	0.8
20歳～23歳	14	5	9	3.9
24歳～27歳	32	11	21	8.9
28歳～31歳	37	19	18	10.4
32歳～35歳	39	18	21	10.9
36歳～39歳	23	15	8	6.4
40歳～43歳	19	10	9	5.3
44歳～47歳	37	22	15	10.3
48歳～51歳	70	38	32	19.6
52歳～55歳	46	22	24	12.9
56歳～	38	23	15	10.6
合 計	358	185	173	100.0

(4) 採用者の数 (年度別 職種別採用者の状況)

令和5年4月1日採用	一般事務職	12人
	技師	2人
	保育士	2人
令和5年11月1日採用	一般事務職	2人
令和6年4月1日採用	一般事務職	11人
	技師	1人
	保健師	1人
	看護師	1人

(5) 退職者の数 (令和5年4月1日～令和6年3月31日 事由別退職者の数)

区 分	定 年	応 募	自己都合	その他
一般事務職・技師職			9	3
保健師職				
保 育 士 職			1	
幼稚園教諭職				
技能労務職				
看護師職			1	

(6) 再任用の状況 (各年4月1日採用状況)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	常時勤務	短時間勤務	常時勤務	短時間勤務
事務職・技師職・保育士・看護師	2人	24人	1人	19人
技能労務職	0人	3人	0人	3人

(7) 身体障害者の任用状況

法定雇用率	令和5年6月1日現在	令和6年6月1日現在
令和3年3月1日以降 2.60%	2.38%	—
令和6年4月1日以降 2.80%	—	2.46%

(8) 採用試験の実施状況 (令和5年度)

区分	受験者	第1次試験合格者	第2次試験合格者	最終合格者	倍率
一般事務	94人	68人	41人	17人	5.5
土木技師	1人	1人	1人	1人	1.0
建築技師					
水道技師	1人	1人	0人	0人	—
保育士	1人	1人	0人	0人	—
幼稚園教諭	2人	2人	2人	2人	1.0
保健師	1人	1人	1人	1人	1.0
看護師	1人	1人	1人	1人	1.0
作業療法士・理学療法士					

(注) 採用試験の申込用紙から性別欄を除いたため男女の内訳は記載していません。

(9) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

1. 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
令和4年4月1日	令和9年4月1日	令和4年4月に第4次の計画を策定。職員数360人を、令和9年度末までに「0.8%」にあたる「3人」削減する。

2. 各年4月1日現在における定員の数値目標と実数

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
465人	459人	454人	447人	435人	427人
465人	453人	439人	436人	425人	420人

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
419人	416人	406人	397人	387人	384人
412人	395人	388人	392人	387人	382人

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
380人	370人	370人	360人	360人	360人
378人	377人	374人	360人	354人	358人

令和7年	令和8年	令和9年
359人	359人	357人
—	—	—

（注）表中の上段は目標数値、下段は実際の職員総数

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和6年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
29,805 人	24,739,558 千円	1,114,138 千円	3,969,358 千円	16.0%

- (注) 1 人件費には、特別職（常勤及び非常勤）、議員に支給される給料、報酬などを含みます。
 （事業費支弁人件費を含みます。）
 2 普通会計とは、地方財政分析上統一的に用いられる会計区分で、一般会計、市営バス運行事業特別会計等の合計です。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度普通会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの給 与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
323 人	1,248,349 千円	189,349 千円	497,624 千円	1,935,322 千円	5,992 千円

- (注) 1 職員数には、市長、副市長、教育長を含みません。
 2 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.6 歳	315,544 円	369,635 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 一般行政職職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	南丹市		国	
	初任給	2年目経過日	初任給	2年目経過日
大学卒	196,200 円	206,600 円	南丹市と同じ	
高校卒	166,600 円	174,900 円		

(5) 級別職員の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務	職員数	構成比
1 級	主事補、主事、	36 人	10.1%
2 級	主事	89 人	24.9%
3 級	主査、主任	42 人	11.7%
4 級	係長	48 人	13.4%
5 級	課長補佐	77 人	21.5%
6 級	課長、局長、支所担当長、参事	47 人	13.1%
7 級	部長、次長、会計管理者 教育参事、議会事務局長、教育次長	19 人	5.3%
計		358 人	100.0%

(注) 1 南丹市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		南丹市		国	
期末勤勉手当	項目	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 2 2 5 月分 (1. 0 2 5 月分)	1. 0 2 5 月分 (1. 2 2 5 月分)	南丹市と同じ	
	1 2 月期	1. 2 2 5 月分 (1. 0 2 5 月分)	1. 0 2 5 月分 (1. 2 2 5 月分)		
	計	2. 4 5 月分 (2. 0 5 月分)	2. 0 5 月分 (2. 4 5 月分)		
	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ※ () 内は、管理職員の支給月数です。				
退職手当	区 分	自己都合		応募認定退職・定年退職	
	勤続 20 年	1 9. 6 6 9 5 月分		2 4. 5 8 6 8 7 5 月分	
	勤続 25 年	2 8. 0 3 9 5 月分		3 3. 2 7 0 7 5 月分	
	勤続 35 年	3 9. 7 5 7 5 月分		4 7. 7 0 9 0 月分	
	最高限度額	4 7. 7 0 9 0 月分		4 7. 7 0 9 0 月分	
	・ 定年前早期退職特例措置あり (2 % ～ 3 0 % 加算)				

(注) 退職手当については、京都市市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。

区分	南丹市	国
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 1 人につき 10,000 円 ・父母等 1 人につき 6,500 円 ・満 16 歳～満 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算	南丹市と同じ
住居手当	・借家の場合 月額 16,000 円を超える家賃支払い者に対し、家賃月額により、月額 28,000 円を限度に支給	南丹市と同じ
通勤手当	・交通機関利用者は、55,000 円を限度に全額を支給 ・交通用具利用者は、通勤距離に応じ支給 2 km以上 5 km未満 月額 2,000 円 5 km以上 10 km未満 月額 4,200 円 10 km以上 15 km未満 月額 7,100 円 15 km以上 20 km未満 月額 10,000 円 20 km以上 25 km未満 月額 12,900 円 25 km以上 30 km未満 月額 15,800 円 30 km以上 35 km未満 月額 18,700 円 35 km以上 40 km未満 月額 21,600 円 40 km以上 45 km未満 月額 24,400 円 45 km以上 50 km未満 月額 26,200 円 50 km以上 55 km未満 月額 28,000 円 55 km以上 60 km未満 月額 29,800 円 60 km以上 月額 31,600 円	南丹市と同じ

区分	南丹市	国
管理職手当	・ 7 級の者（部長級） 給料月額の 13.0 % ・ 7 級の者（次長級） 給料月額の 11.0 % ・ 6 級の者（課長級） 給料月額の 9.0 %	定額制

特殊勤務手当 (令和 6 年度一般会計予算)	区 分	全職種
	特殊勤務手当予算額	525 千円
	職員全体に占める手当支給対象職員の割合	6.46 %
	給料総額に対する比率	0.04 %
	手当の種類（手当数）	2 種類
	手当の名称	伝染病防疫等作業手当 汚物処理作業手当

(注) 令和 6 年度の一般会計当初予算に計上された特殊勤務手当の状況です。

時間外勤務手当 (令和5年度一般会計決算)	支給総額	109,312千円
	職員1人当たり支給年額	366千円

(注) 平均支給額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給対象職員数で除したものです。

(7) 特別職等の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	報酬等月額	期末手当支給割合
市 長	870,000 円 (739,500 円)	6 月期 1.7 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.4 月分 (加算措置あり)
副 市 長	730,000 円 (657,000 円)	
教 育 長	650,000 円 (585,000 円)	
議 長	470,000 円	
副 議 長	415,000 円	
常 任 委 員 長	390,000 円	
議会運営委員長	390,000 円	
議 員	380,000 円	

※ () は自主カット後の月額です。

退職 手 当	区 分	算定方式	支給時期
	市 長	870,000 円×任期1年につき 530/100	任期毎に支給
	副 市 長	730,000 円×任期1年につき 315/100	任期毎に支給
	教 育 長	650,000 円×任期1年につき 270/100	任期毎に支給

(注) 退職手当については、京都府市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。

(8) ラスパイレス指数の状況

(令和5年4月1日現在)

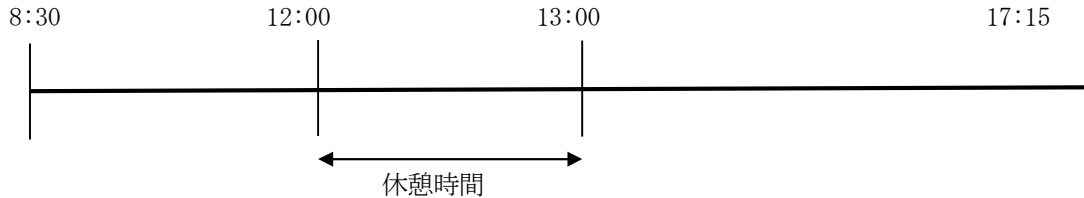
国	南丹市	京都府	京都市	その他
100.0	97.0	99.2	101.4	府内市平均(京都市除く) 98.8
				府内市町村平均(京都市除く) 97.7
				全国市平均 98.6

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給与額を100.0として算定した時の地方公務員の平均給与額の指数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要 (令和6年4月1日現在)

職員の勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。



(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年度に20日の有給休暇が与えられます。

令和5年の平均取得日数（暦年）	11.4日
令和5年の平均消化率（暦年）	28.1%

(3) 特別休暇の概要

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

主な休暇	付与日数
選挙権、公民権の行使のための休暇	必要と認められる期間
証人、参考人等として出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供（ドナー）のための休暇	必要と認められる期間
結婚休暇	連続する5日以内の期間
産前休暇	8週間以内（多胎妊娠の場合は14週以内）
出生サポート休暇	1年に5日以内の期間（体外・顕微受精は10日）
産後休暇	8週間まで
育児時間休暇	1日につき2回それぞれ30分間以内
配偶者出産休暇	2日以内の期間
男性職員育児参加休暇	1年に5日以内の期間
生理休暇	1回に2日以内の期間
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
子の看護休暇	1年度に5日以内の期間（就学前の子が2人以上の場合は10日以内）
短期介護休暇	1年度に5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
忌引休暇	親族の区分により1日から7日までの期間

父母の追悼休暇	慣習上必要と認められる期間
夏季休暇	7月から9月の間に3日以内の期間
災害等により滅失した住居復旧作業の休暇	7日以内
災害等による出勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間
災害等による退勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年につき5日以内の期間

(4) 職員の育児休業制度の概要と取得状況（令和5年度）

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

取得区分	男 性	女 性	計
育児休業	2人 (9人)	6人 (6人)	8人 (15人)
部分休業	1人	6人	7人

(注) () 内は、育児休業対象（取得可能）者数です。

(5) 介護休暇制度の概要と取得状況（令和5年度）

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、通算6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

取得区分	男 性	女 性	計
介護休暇	0人	1人	1人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

① 分限処分者 合計24人（令和5年度）

処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	24人	0人	24人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	24人	0人	24人

*上記の分限処分による実休職者数は8人

② 懲戒処分者 0人 その他の措置 0人（令和5年度）

処分事由	免 職	停 職	減 給	戒 告	訓告等	計
一般服務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公金公用物等取扱関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
交通事故・交通法規違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（注） 懲戒処分以外に、懲戒処分には至らないが文書や口頭で注意を与える訓告等の措置があります。

5 職員の服務の状況

（1）服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

（2）営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況 （令和5年度）

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	備 考
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体役員その他の地位を兼ねるもの	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件	
上記に掲げるものを除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	31件	統計調査業務等従事

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修方針・体系の概要と実施状況

南丹市職員研修の体系と実施状況 （令和5年度）

① 職場研修

職場研修とは、職場において日常の職務を通して行われる研修で、部下の能力開発のために職場の上司や先輩がそれぞれの仕事の内容に応じて計画的かつ継続的に部下や後輩を指導し教育するものです。

② 職場外研修

職場外研修とは、職場から離れて直接の上司以外の者によって行われる研修で、研修目標を共通にした多数の職員を対象に実施される研修で、大きく「一般研修」と「派遣研修」に分類されます。

区 分		受講者数	主な内容等
一般 研修	目的別研修	85人	業務改善を目的として階層毎に実施した「業務改善研修」
	目的別研修	90人	主事・主査級職員を対象にした「コンプライアンス研修」
	目的別研修	42人	制度改正に伴う新たな評価者・被評価者の職員を対象とした「人事評価制度研修」
	階層別研修	3人	再任用職員を対象にした「再任用職員研修」
	全員研修	337人	人権についての知識習得のための全職員を対象とした「人権研修」
	目的別研修	65人	様々な知識習得のための全職員を対象とした「WEB 動画研修」
	階層別研修	19人	新規採用職員を対象とした採用時研修
	階層別研修	18人	新規採用職員を対象とした「新規採用職員マナー研修」
	階層別研修	14人	新規採用職員の指導担当者を対象とした「OJT研修」
	階層別研修	38人	主任級を対象とした「法制執務研修」・「システム操作研修」
派遣 研修	階層別研修	117人	新規採用、5・10年目、新任課長等
	目的別研修	38人	税担当、政策形成、法制執務等

	京都府実務研修生	1 人	自治振興課
--	----------	-----	-------

※全員研修の受講者数には会計年度任用職員を含めています。

(2) 職員の勤務成績の評定制度の概要 (令和5年度)

平成28年度から全職員を対象に、分限処分については「人事評価制度」を活用しています。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本市においても再就職情報の届出などを定めた南丹市職員の退職管理に関する条例及び規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

(令和5年度 退職者分)

退職者数：14名

届出対象者数：0名

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

本市職員の健康管理、福利厚生については、府内の自治体で組織する京都市町村職員共済組合及び財団法人京都市町村職員厚生会に所属し実施しています。

(1) 健康診断の状況 (令和5年度)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	131人
定期健康診断	243人

(2) 福利厚生事業

事業の種類	内 容	備 考
総合スポーツ大会	加入市町村が参加して行う各種スポーツ大会	(一財)京都市町村職員厚生会負担金
生活設計支援事業 (各種講座)	生涯生活設計講座や退職準備講座など	

給付事業	・健康回復助成金 ・人間ドック利用助成金 ・在宅療養見舞金 ・入院療養見舞金 ・要介護者等支援助成金 ・子育て支援金 ・災害見舞金 ・死亡弔慰金 ・遺児奨学支援金 ・傷害見舞金	職員数 350人 負担金 7,387千円 一人あたり 21,105円
------	---	---

(3) 公務災害補償の状況 (令和5年度)

区 分	傷 病	死 亡
通 勤 災 害	0 人	0 人
公 務 上 の 災 害	1 人	0 人

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

令和5年度 措置要求件数	0 件
--------------	-----

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

令和5年度 不服申立件数	0 件
--------------	-----